

長崎県交通事業者への使用料支援給付金交付実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響による旅客船利用者等の大幅な減少を踏まえ、住民の生活と直結する公共交通事業者の安定した運行を確保するため、売上げが大幅に減少した公共交通事業者に対し、県有施設使用料相当額を交付するものとし、その交付に関しては、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号。）及びこの交付実施要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「公共交通事業者」とは、次の各号に掲げる事業を行うものをいう。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者（以下「航路事業者」という。）
- (2) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業を営む者（以下「航空事業者」という。）

(対象者事業者)

第3条 給付金の対象となる事業者は航路事業者及び航空事業者で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 公共交通事業について、引き続き事業実施の意思がある事業者であること
- (2) 申請時点において、県税の滞納がない者であること
- (3) 長崎県暴力団排除条例（昭和23年長崎県条例第47号）第2条に該当しない事業者であること

(給付金支援期間)

第4条 令和4年4月分から令和5年3月分までの県有施設使用料等とする。

(対象施設)

第5条 県管理港湾・漁港の係留施設使用料（係船料とするが、国、県若しくは市町から補助を受けている航路は除く。）、県営空港の着陸料、停留料及び夜間照明料。

(支援内容)

第6条 給付金支援期間における各航路・空路ごとの売上高を令和元年度同月（3月については平成30年度同月）と比較して、30%以上50%未満の減収であれば使用料等相当額の1/2以内の給付、50%以上の減収であれば使用料等相当額の全額を給付する。

(請)

第7条 規則第4条の規定による補助金交付申請書(様式1)に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 誓約書(様式2)

(2) 当該航路等の当年と令和元年度同月の売上高比較書(3月については平成30年度同月との比較書)とその根拠となるべき資料

(支援金の交付決定及び額の確定)

第8条 知事は、第7条の申請書を受理したときは、その内容を精査のうえ、適当と認めたとときは、規則第7条の規定による補助金交付決定及び規則第14条の規定による額の確定通知書(様式3)により通知するものとする。

2 知事は、申請の内容を審査した結果、不交付の決定をする場合は、補助金不交付決定通知書(様式4)による通知をするものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第9条 知事は、補助対象者が補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(交付手続の特例)

第10条 規則第21条の規定により、規則第7条(交付の決定の通知)、第14条(額の確定)の各手続を併合することができるものとし、また、規則第13条(実績報告)、第16条第1項(交付請求書)の各手続を省略できるものとする。

(雑則)

第11条 この実施要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年度から適用する。

2 この要綱は、第9条の規定を除き、令和5年5月31日限りで効力を失うものとする。